

■風俗店営業許可基準

①人的な基準について

かなり詳細な基準が規定されています。次の何れかに該当すれば営業許可を得る事は出来ません

- 成年被後見人若しくは被保佐人または破産者で復権を得ない者
- 1年以上の懲役もしくは禁固の刑に処せられ、又は、無許可風俗営業、刑法のわいせつ罪、売春防止法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び、児童の保護等にかかる法律、職業安定法、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、児童福祉法違反で1年未満の懲役もしくは罰金の刑に処せられて、その執行が終わり、又は、執行を受ける事がなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者・精神病者またはアルコール、麻薬、大麻、アヘン若しくは覚醒剤の中毒者
- 風俗営業許可を取り消されて5年を経過しない者
- 営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者・法人の役員(取締役・監査役)又は法定代理人が、上の5つまでの事項に該当する場合

②構造的な基準

営業の内容により建物の構造基準が決められています。

1号営業(キャバクラ)

- 客室床面積は、6.6 m²以上(ダンス部分が5分の1以上あることが必要。)
- 営業所の外部から客室が見えないこと。
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口(営業所の外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと。
- 営業所内の照度が5ルクス以上あること。
- 騒音、振動の数値が地域の条例が定める数値以下であること。

2号営業(料理店、社交飲食店)

- 客室床の面積は、和室の場合1室9.5 m²以上、他の客室にあっては1室16.5 m²以上であること。(ただし、客室が1室の場合であれば、この基準を満たさなくてもよい。)
- 営業所の外部から客室が見えないこと。
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口(営業所の外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと。
- 営業所内の照度が5ルクス以上あること。
- 騒音、振動の数値が地域の条例が定める数値以下であること。
- ダンスの用に供するための構造または設備を有しないこと。

3号営業(ナイトクラブ・ダンス飲食店)

- 客室床面積は、6.6 m²以上(ダンス部分が5分の1以上あることが必要。)

- 営業所の外部から客室が見えないこと。
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口(営業所の外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと。
- 営業所内の照度が5ルクス以上あること。
- 騒音、振動の数値が地域の条例が定める数値以下であること。

4号営業(ダンスホール等)

- ダンスの用に供する部分の床面積は、1室につき6.6m²以上であること。
- 施行規則27条1項で定める基準に適合するダンス教授所以外の営業所にあっては、客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。
- 営業所内の照度が10ルクス(施行規則27条1項の基準に適合するダンス教授所にあっては20ルクス)以下とならないよう維持するために必要な構造または設備を有すること。
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口(営業所の外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと。
- 騒音、振動の数値が地域の条例が定める数値以下であること。

5号営業(低照度飲食店)

- 客室床面積は、1室につき5m²以上。
- 営業所の外部から客室が見えないこと。
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口(営業所の外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと。
- 営業所内の照度が5ルクス以上あること。
- 騒音、振動の数値が地域の条例が定める数値以下であること。
- ダンスをする踊り場がないこと。

6号営業(区画席飲食店)

- 営業所の外部から客室が見えないこと。
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口(営業所の外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと。
- 営業所内の照度が10ルクス以上あること。
- 騒音、振動の数値が地域の条例が定める数値以下であること。
- ダンスをする踊り場のないこと。
- 長椅子等、もっぱら異性を同伴する客の休憩の用に供する設備を設けないこと。

7号営業

- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口(営業所の外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと。

- 営業所内の照度が10ルクス以上あること。
- 騒音、振動の数値が地域の条例が定める数値以下であること。
- パチンコ店は、その営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けてはならない。
- パチンコ店は、客の見えやすい場所に商品を提供する設備を設けること。

8号営業(ゲームセンター等)

- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口(営業所の外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと。
- 営業所内の照度が10ルクス以上あること。
- 騒音、振動の数値が地域の条例が定める数値以下であること。
- 紙幣を挿入できる遊技設備を設けないこと。現金等を提供するための装置のある遊技設備を設けないこと。

③場所的な基準

・用途別地域規制

第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

以上の地域においては、風俗営業を営むことは出来ません。ただし、地域により条例で例外が規定されてる場合あり。

・保護対象施設別の距離制限

〈風俗営業所が商業地域内の場合〉

営業所の周囲30メートル(1号・3号の営業所は50メートル)以内に、学校、図書館、児童福祉施設、病院の敷地がある場合には許可されない。

〈風俗営業所が商業地域外の場合〉

営業所の周囲100メートルの以内に学校、図書館、児童福祉施設、病院の敷地があれば許可されない。